

No. 29

制 度 名	県単土地改良事業	主管課名	農村計画課 農村総合計画 G		
		問合せ先	029-301-4155		
目的・趣旨	国補事業以外の土地改良事業を対象とし、国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備等、農業の振興に資する。				
〔対象団体〕 市町村、土地改良区、農業協同組合、土地改良事業団体連合会等					
〔対象事業〕					
1 農業生産基盤整備事業					
(1) 一般地帯型…かんがい排水、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、農地保全等					
(2) 山間急傾斜地帯型…一般地帯型に同じ					
(3) 地域水田緊急整備型…同一集落内の農業生産基盤の整備					
(4) 土地改良施設緊急整備補修型…土地改良施設の補修（災害によるものを除く）					
(5) ため池整備型…ため池堤とう等の改良					
(6) 用水障害対策型…用水施設等の機能回復					
(7) 防災安全施設型…土地改良施設での安全対策					
(8) 防災減災施設型…湛水防除施設の耐震化、長寿命化対策					
(9) 有機農業推進型…有機農業の推進に必要な農業生産基盤の整備					
2 調査設計事業					
(1) 調査設計型…上記事業を実施するにあたっての調査設計業務					
〔補助要件等〕					
(1) 事業費：20 万円以上（用水障害対策型及び調査設計事業は 10 万円以上）					
(2) 一般地帯型：一般地帯で行う事業で受益面積 5～20ha（山間部は 3～20ha）					
(3) 山間急傾斜地帯型：山間急傾斜地帯指定地域（以下「指定地域」）で行う事業 受益面積 1～20ha					
(4) 地域水田緊急整備事業：2 工種以上、受益面積の合計が 5～20ha					
(5) ため池整備型：ため池整備台帳に登載されている（指定地域の場合は 1～20ha）					
(6) 用水障害対策型：河床の変動、水質汚濁を要因とする					
(7) 防災安全施設型：土地改良施設を対象とする					
(8) 防災減災施設型：湛水防除事業により造成された施設とする					
(9) 有機農業推進型：有機 JAS と同等の水準の有機農業に取り組むこと					
〔補助限度額等〕					
1 農業生産基盤整備事業					
(1) 一般地帯型：37.5%(水田の転換が行われるもの：42.5%、強靱化・省エネ対策を行うもの：50%)					
(2) 山間急傾斜地帯型：47.5%(水田の転換が行われるもの：52.5%、強靱化・省エネ対策を行うもの：55%)					
(3) 地域水田緊急整備型：37.5%（一般地帯）、47.5%（指定地域）					
(4) 土地改良施設緊急整備補修型：25%					
(5) ため池整備型：50%					
(6) 用水障害対策型：50%(人為的要因のもの：2/3)					
(7) 防災安全施設型：50%					
(8) 防災減災施設型：50%					
(9) 有機農業推進型：50%（一般地帯）、55%（指定地域）					
2 調査設計事業：50%					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
農業生産基盤整備事業		—	1/4～2/3	(1/3～3/4)	(1/3～3/4)
調査設計事業		—	1/2	(1/2)	(1/2)
〔令和 7 年度当初予算額〕		〔令和 7 年度補助対象団体〕			
597,096 千円		令和 7 年 4 月頃決定予定			
〔備考〕					